

In April 2022, Osaka City University and Osaka Prefecture University merge to Osaka Metropolitan University

Title	(第1章)刑務所出所者の社会で更に生きるチカラとそれを支える人々のチカラの醸成
Author	安田 恵美, 山田 真紀子, 福西 毅, 喜多彩, 高橋 康史
Citation	URP「先端的都市研究」シリーズ. 13巻, p.1-16.
Published	2018-03-25
ISBN	978-4-904010-28-0
Type	Book Part
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学都市研究プラザ
Description	先端的都市研究拠点 2017 年度公募型共同研究によるアクションリサーチ
DOI	

Placed on: Osaka City University

Osaka Metropolitan University

第1章

刑務所出所者の社会で更に生きるチカラと それを支える人々のチカラの醸成

安田 恵美、山田 真紀子、福西 毅、喜多 彩、高橋 康史

1 はじめに

ある日、同僚や隣人が「刑務所に入っていたことがある」ことをふと知ったら、どのように感じるだろうか？

筆者は自身が担当する、法学部での刑事政策【刑罰の意味や犯罪対策等を考える学問領域】や犯罪学【犯罪現象や犯罪者の特性を分析する学問領域】の講義の初回に受講生に問いかけるようにしている。そこで得られる回答は「怖い」、「近寄りたくない」、「どうしたらよいかわからない」というものである。更に掘り下げて質問してみると、一度犯罪を行った人や刑務所に入った人は釈放されてからも凶悪な犯罪を繰り返すだろう、という声や、自分も出所者等から甚大な被害を受けることがあるかもしれない、という声が聞こえてくる。

しかし、そこにはデータ等の客観的な根拠、いわゆる「エビデンス」はない。大学における、全 15 回の講義では、法制度や基本理念を学ぶための素材として、統計、調査、具体的な事件を用いている。それらをどのように読むか、については、各々の受講生に任せており（よほど主観的な「思い込み」による分析でない限り）、様々なデータや理論を適切に用いながら犯罪現象や刑罰システムなどに存する諸問題を、「筋道を立てて考察し、それを示すこと」ができていれば、合格点を出している。初回には、「犯罪を繰り返し続ける凶悪な（自分とは本質的に異なる）犯罪者」像のもと、「近寄らない」ことがベターだと答えていた受講生が多数派であったのが、期末試験の答案では、「刑務所出所者が社会内で、社会の一員として生活を営んでいくやそのための支援の必要性」を強調した答案が過半数を占めている。

ただし、「情報提供」や「考える機会の設定」による、受講生の刑務所出所者等に対する態度の変化はあくまでも筆者の「経験則」にすぎない。この「経験則」を「科学」へと展開するためには、情報提供・考える場の設定を重ねていき、データ化したうえで分析する必要がある。くわえて、それらの実践は、地域の様々な機関・人々が「刑務所出所者等を拒まない力」をつける手助けともなるだろう。

そこで、平成 28 年度に第一歩として、一般市民向けに「刑務所の世界」や「刑務所出所者が直面する問題」について広く情報共有し、意見交換する場として、「刑務所ぐらし」をテーマとした計 4 回のワークショップを開催した。そこには、保護観察官、保護司、矯正管区職員、ソーシャルワーカー、学生、一般市民、そして当事者といった多種多様な人々に参加いただき、立場を超えて、議論を深めることができた。そこで、平成 29 年度は、「刑務所ぐらし、シャバぐらし」のうち、コミュニティのあり方により大きく関わってくる、刑務所出所後のぐらし、いわば「シャバぐらし」に着目して、計 4 回のワークショップを行った。

このようなワークショップは、取り立てて目新しいものではない。しかし、刑務所出所者の社会参加に着目した「コミュニティ」のあり方を科学的に明らかにしようという研究プロジェクトも連動している点、そして「研究」支援者でも当事者でもない、かつ政策決定者でもない中立的な存在である「大学」という機関が企画を立て、運営している点は他に類を見ない独創的な取り組みであると思われる。その意味で本事業は「大学が中心となるコミュニティづくり」のひとつの試みともなりうるものである。

本章では、「刑務所ぐらし、シャバぐらし」ワークショップでの議論を素材としながら、刑務所出所者を受け止める社会の現状および、出所者と社会をつなぐ人々の動きを示したい。そこで、まず、刑務所出所者の社会参加をめぐる問題状況を確認し (2)、ワークショップにて話題提供をいただいたゲストスピーカーのみなさんに「対話」を通じて感じたことを率直に述べていただく (3)・(4)・(5)・(6)。そして、最後に、このワークショップの未来について示したい (7)。

刑務所ぐらし 連続ワークショップ シャバぐらし

MUSHO SHABA

～シャバ編～



刑務所出所者は必ずしも
モンスターではない。
社会の側にも犯罪をするに
至らしめている理由がある。

これはこれまで出所者への支援をしてきたわたしたちの
実感です。そんな実態をすこしでも多くの人に知ってもら
うために、ワークショップを開催することにしました。
大正レトロの建物で、畳に座ってお茶を飲みながら、
シャバでの生活について私たちににながでできるのが一
緒に考えてみませんか？

2017年

- ▶第1回 6月12日(月)18:00～ ゆれる出所者とそれによりそう支援者
- ▶第2回 7月10日(月)18:00～ 社会復帰のための支援対「再犯予防」のための支援
- ▶第3回 10月16日(月)18:00～ 病棟ぐらし、シャバぐらし
- ▶第4回 11月13日(月)18:00～ 当事者目線でのシャバぐらし、支援者目線でのシャバぐらし

【会場】豊崎東会館 〒531-0061 大阪府大阪市北区豊崎西1丁目1-39



▼会場アクセス



地下鉄谷町線、明船橋！天神橋筋六丁目駅、
2番出口 北へ徒歩5分

☑ 予約・問合せ syaba2016osaka@yahoo.co.jp



シャバの空気をおいしくする会
わたしたちは、これまで実務家として現場の現場で、あるいは研究者として
学問の領域で刑務所からでてきた人の社会復帰を支えてきました。

Facebook <https://www.facebook.com/musyosyaba/>

主催者/一般社団法人よりそいネットおおさか 協賛/大阪市立大学都市研究プラザ
この連続ワークショップは、文部科学省共同利用・共同研究拠点大阪府立大学都市研究プラザ先進的都市研究拠点による助成をうけるものです



図 1-1 連続ワークショップのチラシ

なお、この連続ワークショップは、広く一般の方に刑務所の様子を知っていただくという目的のもと、一般社団法人よりそいネットおおさかの協力のもと、「シャバの空気をおいしくする会」として実施した（図 1-1 を参照）。ワークショップは、計 4 回実施した。テーマは、第 1 回目「ゆるる当事者とそれによりそう支援者」、第 2 回目「社会復帰のための支援対『再犯防止』のための支援」、第 3 回目「病院ぐらし、シャバぐらし」、第 4 回目「当事者目線でのシャバぐらし、支援者目線でのシャバぐらし」である。なお、参加者は、各回につき約 15 名から 30 名程度であった。参加者は、当事者（刑務所出所者等）、当事者の家族、支援者、研究者、一般市民など多岐に渡っていた。会場は、第 1 回目および第 2 回目は豊崎東会館、第 3 回目および第 4 回目は阿倍野長屋でおこなった。両会場の部屋は和室であり、参加者は畳のうえでお菓子を食べながら和やかに「対話」に参加する形をとった。

（安田恵美）

2 様々な機関・人が「対話」することの必要性

近年、市民と行政や専門機関のコミュニケーションの不足により生じている社会問題の 1 つとして、次のような 2 つの視点から指摘することができる。第 1 に、市民の側からの視点であり、「社会的排除状態（孤立、生活困窮、心身の不調等にもかかわらず何ら社会的手当を受けることができないなどの状態を指す）を背景とする犯罪」である。第 2 に、行政や専門機関の側からの視点であり、不審者を排除し、安全なくらしを確保するための「刑罰を積極的に用いる、厳しい対応」である。

■ 問題の背景社会的排除状態を背景とする「生きるため」の犯罪

——社会的排除状態にある者が置かれている問題状況——

各種調査により、「孤立」や「生活困窮」が、「犯罪」の要因となっていると指摘されている。「孤立」や「生活困窮」といった問題状況は「社会的排除」という概念で包括的に説明することができる。そこから「犯罪」をするに至る・繰り返

返すメカニズムを図式化したものが図 1-2（「社会的被排除者」が犯罪をし、さらに社会的排除が深刻化するメカニズム）である。

働くことができず、経済的に困窮し、助けを求める人もおらず、各種社会保障・社会福祉サービスに関する情報もない等、社会的に孤立している場合、自分の生命を維持するためのひとつの「術」として、「犯罪」をするに至ることがある。例えば、空腹のあまり、コンビニエンスストアでおにぎりひとつを万引きした、あるいは「衣食住」を求めて刑務所に入るべく犯罪を行うといったケースがある。犯罪を行った後、捜査の結果起訴され、裁判所から自由刑の宣告を受ければ、刑務所に拘禁されることになる。この場合、一時的に衣食住を確保することができるが、実質的な問題解決はなされえない。なぜなら、刑務所から出た瞬間、刑務所に入る前の社会的排除状態に引き戻され、彼ら・彼女らがおかれていた根本的な社会的排除状態は解決されないからである。むしろ、刑務所拘禁によって、社会的排除状態がより強化されるおそれすらあるのである。たとえば、刑務所拘禁中に住民票が行政機関によって消される【「職権消除」と呼ばれる】がある。住民票がなければ、医療、福祉、介護サービスや生活保護の手続きをとることすらできない。さらに、そのような制度的な「排除」にくわえて、就労や賃貸契約、施設入所の局面において、諸機関・人からの「拒否」による「排除」も起こりうる。ゆえに刑務所出所者の中にはもともと置かれていた社会的排除状態に加えて、刑務所拘禁の経験による社会的排除により「二重の排除状態」におかれうるのである。くわえて、厳しい制約が多い刑務所に拘禁されることにより、コミュニケーションなどの社会で生活するための力を失うこともある。

近時では、このような「アリジゴク」現象に目を向けて、「社会的に排除された人々≒高齢者、障がい者」といった公式のもと、彼ら・彼女らを対象とした「司法と福祉の協働」を強調する取組が展開されている。しかしながら、実際には障がいがない若者や中年層にも社会的に排除され、犯罪をするに至っている人も存在している。そこで、より広くコミュニティの問題として社会的排除状態に由来する犯罪を繰り返している人々の実態を明らかにし、その上で各々の特性に応じたコミュニティとの繋がり方を確保する必要があるだろう。

2017年10月に法務省が公表した「再犯防止推進計画（案）」では、このよう

な社会的排除状態に目を向けて、地方自治体や様々な公的・民間諸機関が当事者の生活環境を整備し、社会に生活基盤を築くための支援を行うとする旨が記載されている。再犯防止は、当事者の社会復帰のひとつの結果であり、当事者の「社会復帰」は生活基盤の整備がなされてはじめて達成されうるものである。すなわち、社会参加の実現である。社会参加の実現には、「再犯防止推進計画(案)」が示す通り、行政や多様な機関の有機的な連携が必要不可欠である。ただし、対人援助は個人のつながりによるところが大きい。したがって、社会的排除状態にある者(「社会的被排除者」と諸機関の有機的な連携を実現するためには、まずは個人と個人のコミュニケーションによる相互理解や信頼の構築から始めることが必要ではなかろうか。

■ 「不審者」の「犯罪行為・あやしい行為」に対する厳しい対応

——「コミュニティ」に存在する問題——

以上に論じてきた「社会的排除状態にあること」それ自体が、犯罪のリスクを高める要素として捉えられることがある。例えば、万引きなど軽微な犯罪行為をした者に、当該事件の発生場所や警察署に身柄を引き取りに来てくれる家族や支援者がいれば、その場で手続きが打ち切りとなる場合が少なくない。しかしながら、社会的に孤立している人々が同様の行為をした場合「再犯の危険性がある」として「警察→検察→裁判所…」という刑事司法の網の目に残りやすい現状がある。

一方で、コミュニティの中でその人の生活が築かれているケースについては、犯罪行為を行っても、地域や当事者間の問題として処理されている可能性がある。すなわち、犯罪行為を行った者を「犯罪者」として扱うか否かは当事者とコミュニティの状況にもかかわっていると見えよう。それゆえ、「犯罪者等」の社会参加を促進するコミュニティを形作っていくためには、コミュニティの様々な機関・人がコミュニケーションを通じて、それぞれにとって暮らしやすい環境を作っていく必要がある。そのために、各々の力、そしてコミュニティの力を醸成するための、「場」として「刑務所ぐらし、シャバぐらし」のような情報共有や職や地位を超えた対話の場が重要な意味をもつと考えられる。

(安田恵美)

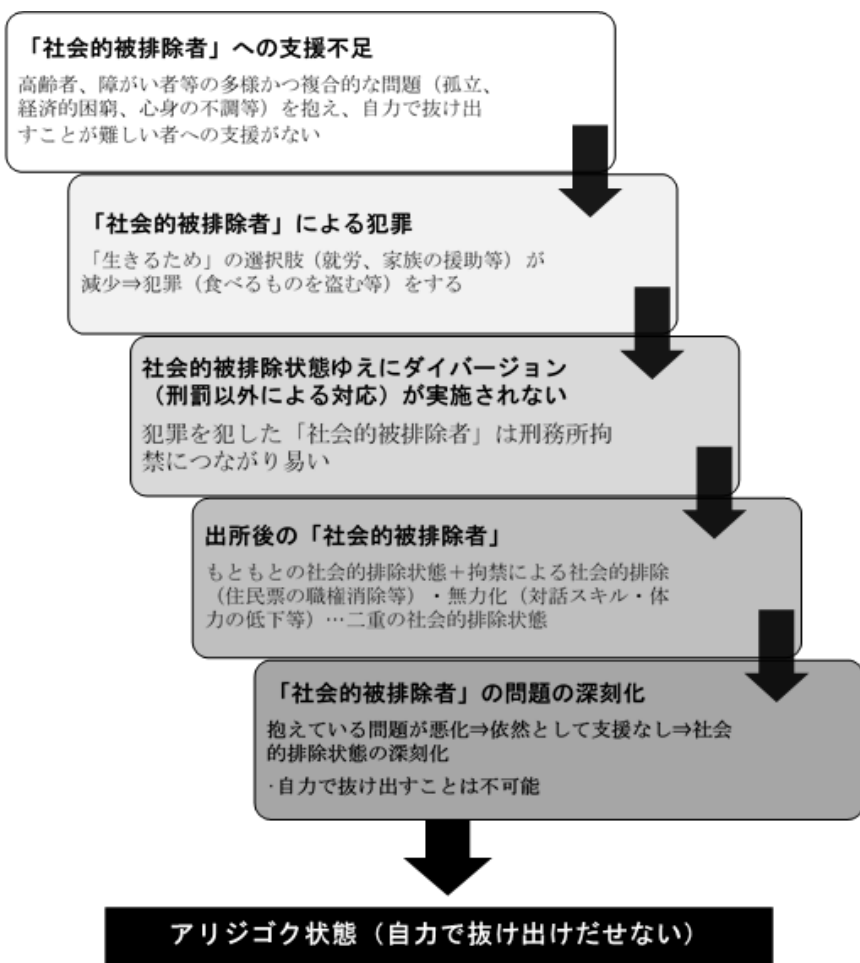


図 1-2 「社会的被排除者」が犯罪をし、さらに社会的排除が深刻化するメカニズム

3 第1回 ゆれる出所者とそれによりそう支援者

「増える高齢受刑者」「繰り返す累犯障がい者」などの特集がメディアで取り上げられるようになったのは、ここ数年の新しいトピックであるかのようだが、実はそうではなく、単に手当されずに見過ごされてきたからだ。

平成18年の厚生労働科学研究調査によって、再犯者の一部に軽微な犯罪を繰り返し、何度も受刑を重ねる高齢者や障がい者が一定数いることが明らかになり、平成21年から全国にセンターが配置されることになった。高齢者、もしくは障がい者で、且つ帰る先がないことが要件であり、出所後は社会保障制度を活用し、安定した生活につながることが目的となっている。現に、出所支援した人の8割ぐらいは、再犯せずに社会で生活し続けることができおり、裏を返せば、受刑する前に支援体制があれば、犯罪に手を染めずに生活することが出来たであろう人が多数いることも、直接支援している中で実感しているところである。

しかし最近の傾向は、以前の対象者に比べ、単純な財産犯(窃盗や詐欺など)を担当することは少なくなり、性犯罪や傷害罪、殺人未遂など、対人被害に及ぶ罪を犯した人の支援が増えてきている。これまでは、本人との関係構築を重視するために、あえて被害者からは意識をそらしてきたが、再び被害者と同じ社会で生活再建するためには、被害者の状況を知らずして、本人側だけの希望を尊重することが支援者として本当に正しいのかと、揺らぎが出ることもある。そこには、本人理解を務めようにも、私自身の経験や価値観では判断できない事実があり、専門職としてのアイデンティティを見失いそうになることもある。

先日、出所して2年になる人から留守電があった。「施設で職員と喧嘩したから、ここ出るわ。」私は、「また、か。」と心の中でつぶやき、次の日に施設を訪れてみると、「待ってました!」のごとく、施設の愚痴から始まり、過去の刑務所での辛かった経験や事件のこと、韓国籍で差別的扱いを受けてきた過去など、一方的に話し続けた。しかし、一時間話し続けて落ち着いたのか、「腹立つと施設を出たいと思うこともあるけど、出たらホームレスしかない。ここが一番いいのはわかってる。たまにあんたが来てくれて、わしのこと怒ってや。」と、別れるときには、満面の笑顔で嬉しそうな表情に変わっていた。

この仕事をしていると、つくづく、人は十人十色であることを実感させられる。一人として同じ支援はなく、上手くいくこともあれば、裏切られることもある。しかし、支援の枠を超えた、人としての心と心がつながれば、揺れながらも社会側にとどまり続けることができるかもしれない。漂流者のごとく、これまで居場所を定めることが出来ずに来た人が、ほっと安心して停泊できる場所として、私たちの存在意義がありつづけられると信じたい。

(山田真紀子)

4 第2回 社会復帰のための支援対「再犯予防」のための支援

■ ワークショップで伝えたかったこと

「刑事司法＝再犯防止」であるため、刑務所出所者の社会復帰は、法務省の仕事であり、「福祉＝社会復帰支援」であり厚生労働省の仕事であるとされている。確かにそのとおりであるが、私たちの仕事である「更生保護」は、法務省に所属するものの、「再犯防止」という観点よりも、本人の「更生」すなわちそれぞれの人生のやり直し、立ち直りに寄り添って支えるという考えに基づいて成り立っている。そのためには、権力的に指導監督することだけでなく、本人のニーズを満たすべく支援するという姿勢もまた必要とされている。また、このことについて説明し、私たち更生保護の分野で働く者が実現すべきことは、本人が更生することにより、結果的に再犯をしない生活を手に入れることであるということが根本にあるということをまずは伝えたいと考えた。

そして、平成28年12月、再犯の防止等の推進に関する法律が施行され、「再犯防止」について、法務省のみならず国を挙げて取り組むということになったが、そこに含まれる危険性について皆さんと一緒に考えたいと思った。法律が施行されたことにより、社会のいろいろなところで、再犯防止について積極的に取り組もうとする動きがある。もちろん、それは良いことと評価される面もあるが、一方で「再犯防止」の名の下に、犯罪をしてその罪を償い社会に戻ってきた人について、社会の中でその後も以前犯罪をした人として監視をするということにならないかと危惧している。それは、「更生保護」とはいえないのでは

ないではなかろうか。私たちは、長年、その点について良く考慮しながら仕事をしてきたが、そういった配慮がないまま「再犯防止」に関する施策がいろいろな分野で導入され、その結果「更生保護」という考えが失われてしまうのではないかと危惧している。このワークショップでは、以上のような危険性について共有し、共に考えたいと思った。

■ 参加者との対話を通しての感想

私自身は、対話の終着点が見えていたわけではなかった。こういったこともあり、報告ではまとまりなく時間切れで終わってしまったという反省はあるが、自分の仕事について広い分野の人たちに伝える機会があまりないため、いろいろな分野の参加者からの発言に、1つ1つ考えさせられ、自分の仕事についてより深く考える機会をいただけたことに感謝している。

良くいえば、「更生保護」は、指導と支援のバランスを取っているといえるが、その一方で、制度自身がどっちつかずであり、矛盾を内包している。このことは、現実には、そのバランスが取られていない例もあることを、参加者から指摘されて気づかされた。

今回のワークショップに参加して、私は外の動きに惑わされるよりも、まずは内側で自分たちの仕事である「更生保護」を突き詰めて考え共有するということに取り組むべきことに気づかされたように思う。

(福西毅)

5 第3回 病院ぐらし、シャバぐらし

手元に残るレジユメの「今日、考えてみたいこと」の欄には、①「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」(医療観察法)の歴史と概要、②「加害者」を「支援する」とは?、③「権威」「権力」とソーシャルワーク、と真面目に書かれている。しかし、長屋の畳の部屋で参加者の方と車座になってみると、「そんな話をしても仕方がないな」という気分になつて、ほとんど自分自身の話をさせてもらった。

私自身は、昔から「生意気」「可愛げがない」と言われるのが常で、もともと「福祉」とも「更生保護」とも縁遠く、他になりたい職業があったのだけれど全く不器用で上手くいかず、今で言う「ブラック企業」勤務を経て、些細な縁とチャンスに恵まれて、アルコール依存症専門医療機関のソーシャルワーカーとして再出発をさせてもらった。十数年ぶりに当時のことを「あの時、私にはたまたま帰れる家があったけれど、本当にそれは幸運でしかなかったと思う」と言葉にしてみて、思いがけず声が震えて驚いたけれど、その感覚は、「心身喪失等の状態で重大な他害行為をした方の社会復帰」という今の仕事をする上でも、生きていくうえでも、大切にしたい感覚だと思っている。そんな話をした。

会場では「“可愛げのない当事者”問題」でも盛り上がった。前職のアルコール依存症専門病院で出会った「アル中」の方たちは、一見「嫌われ者」が多かった。犯罪に関わってしまった方たちにも、そういう面があると思う。「問題行動が多かったけれども、その背景には虐待の問題があることに気づき、生活を整え、居場所を得ることで、安定した地域生活を送れるようになりました。」という、モデルケース的な事例は分かりやすく、美しいけれど、現実はそんなにきれいでない。直接的な「感謝」を伝えられたことなんてまずないし、「誰のおかげで飯を食ってるんや」「あんたに何が分かる」などと言われたこともあるし、信じては裏切られ、酔って大声で怒鳴られ、電話口で脅され…。傷つくし、腹が立つ。自分自身や「支援」の傲慢さと嫌でも向き合わなくてはいけなくなる。だから彼らは「嫌われる」。でも、「抑圧され続けて生きる」とは、そういうことなのだとも思う。自分に置き換えて考えれば、そんな状況で「明るく前向きで健気に回復（更生）を願う」ことなど、到底できない気がする。でもやっぱり現実には、「“可愛げのある”当事者」の方が「支援」を受けやすいよなあ…。そんな私の答えのない語りを受けて、「支援とは？福祉とは？主体性とは？権利とは？」という話に会場が勝手に展開していった。

最後に、田口ランディさんのエッセイにあった、こんな一文をシェアさせてもらった。「人間の心は不思議なもので、感情をありのままに受け止めた人だけが、感情の外に出られる。感情を認めない人たちは、いつかきっと自分が抑圧した感情に押しつぶされる」（『生きなおすのにもってこいの日』2009）。田口ランディさんは作家だが、エッセイによると実のお兄さんが長年の引きこもりの

末に自宅で衰弱死されている。お兄さんは社会的な「被害者」であり「弱者」だとも言えるが、家庭内暴力も酷かったという兄に対して、田口さんは振り回され、どれだけ「恨み」の感情を抱いただろうか。

以前、別の場で、某施設の職員の方が「ギリギリの体制の中で、入所者からいつ襲われるのではないかと怖いのだ」と声を震わせて発言されていたのを聞いたことがある。そんな人に対して「彼らはモンスターじゃない、もっと寄り添うべきだ。」と言っても、余計に溝が深まるだけだろう。自分の弱さ、柔い感受性、あやふやな想い、醜い感情を受け入れ、そこから離れるためには、やっぱり安全な場と仲間と訓練がいるし、それは自分も含めた「支援者」と呼ばれる方にこそ必要なんだ、と感じられた。そんなワークショップだった。

(喜多 彩)

6 第4回 当事者目線でのシャバぐらし、支援者目線でのシャバぐらし ——当事者の経験をことばにすること

第4回目は、当事者と支援者が、対談形式で「シャバぐらし」の経験について語った。当事者であるヤマトさん（仮名）には、事前に「ヤマトさんの経験について、特にシャバに出てからのことを自由に話してほしい」ということだけを伝えた。そのため、当日まで、支援者もヤマトさんが何を話すのかを知らない状況だった。定刻を迎えるまでのヤマトさんは、緊張していた様子だった。話すことが好きなヤマトさん。しかし、定刻を迎えるまでのヤマトさんは終始無言だった。

そして、座談会がはじまったと同時に、ヤマトさんは出席者に「見て欲しい」とある写真を見せた。その写真は、約7年前、刑務所から出所した直後のヤマトさんご自身の写真だった。一瞬、私は「この時より太ったと伝えたいのか」と考えたが、彼は違うことを伝えようとしていた。ヤマトさんが伝えなかったのは、「目つき」である。出所した当時、ヤマトさんは、「僕の目はきつかった」と語る。そして、その彼の「目つき」の違いが、約7年前の出所直後と現在の彼の最大の違いであると、ヤマトさんは主張しているように見えた。

「シャバでの生活を教えて欲しい」と問うた私に、ヤマトさんは一貫してたばこの銘柄について語り続けた。刑務所出所直後からどのような銘柄のたばこをすってきたのか、全体の生活費のなかでどの程度たばこ代がかかっているのか、これからどのようにたばこ代に使用していきたいのか。この時、ヤマトさんは、いつも支援者に語りかける姿と変わらない姿で参加者に語り続けた。こうしたヤマトさんがシャバでの生活を語る姿は、まさしく1人の生活者であった。そして、今回の対談形式での「シャバぐらし」を語る機会を通じて、支援者として、私は、次のようなことを学びえた。第1に、シャバでの暮らしとは、地域での生活であるということである。われわれは、いつも彼らを「犯罪者」や「受刑者」として捉えがちであるが、ヤマトさんの姿はただの生活者であった。第2に——この点は社会福祉の領域に共通して言えることかもしれないが——、地域生活において「支援する者：される者」という関係性には限界があるということである。座談会中、ある参加者からヤマトさんに、「ヤマトさんにとって、高橋さんはどのような存在ですか？」という質問があった。この質問に対して、ヤマトさんは、しばらく考え込んだ後に、「弟ですかね」と返答した。この時、私は、ヤマトさんと出会った当初、ヤマトさんからある言葉をいただいたことを思い出した。彼は、私に「高橋さんは仕事ですもんね」と言ったのである。当時、この言葉の意味がよくわからなかったが、今回の座談会を通してその言葉が私に深く突き刺さった。「支援する者：される者」という関係は、支援という文脈なしで、関係が派生しない可能性がある。しかし、地域で生きるということは、支援という文脈の有無にかかわらず、人と人のつながりが必要である。今回の機会を頂いたことによって、あの時の言が実はヤマトさんから私に向けた批判であったことを、7年の時間を経てようやく気づくことができたのである。

それから、7年間、共にさまざまなことを乗り越えてきた私たちは兄弟のような関係になったのである。特に、第2の点の重要性に関しては、座談会終了後に強く感じるようになった。ヤマトさんは、これまで私のことを「高橋さん」と呼んでいた。しかし、座談会を通して「高橋くん」と呼ぶようになった。そして、私たちの会話の内容も、ヤマトさんの生活の話だけでなく、支援者である私自身の生活の話をも深くするようになった。はじめての出会いから、7年経過

し、ようやく私たちは「支援する者：される者」の関係から抜け出したのである。そして、このことがなにを意味するのかについては、今後の座談会活動の課題であるように思われる。

7 おわりに——本企画のまとめと今後の課題

■ 本企画で明らかになったこと

——コミュニティの力を醸成するための対話の「場」がもつ意味

以上のように、本企画では、「シャバぐらし」に焦点を当て、さまざまな立場にある人びとの対話を行なう場をセッティングした。当事者、支援者、研究者、家族、市民など、さまざまな立場にもつ人びとが集う場となった。参加者らは、各々の立場から、刑務所出所者等を取り巻く諸課題について対話を行った。

特に、このワークショップでは、複数の当事者や当事者の家族が参加し、自らの経験を踏まえ、議論に参加したことは意義があるように思われる。その理由は2つある。第1に、刑務所を出所した後の社会復帰に関する制度政策や実践現場、調査研究では、刑務所出所者等の当事者の観点が軽視されがちであるということである。ワークショップの話題提供者らが、各回での報告を踏まえ、支援者の観点の限界を語っていたことから、こうした課題が如実に物語っていることがわかる。第2に、当事者の生の声を聞き、彼／彼女ら自身と実際に関わりをもつことによって、参加者が当事者の生活実態を知ることにつながったことである。特に、一般市民の参加者にとって、当事者と関わる機会を得ることは、こうした「場」を設定しなければ実現されないように思われる。

さらにワークショップでは、こうした当事者の実態を知ることによって、次のような様子も見受けられていった。回を重ねるごとに、参加者らは支援者・研究者等のそれぞれの背景にある立場からだけでなく、1人の人として対話の場に参加するようになったのではないかと考えることができる。たとえば、第1回目・第2回目では、支援者らが刑務所出所者等に何ができるのかを問う場として活発な議論がなされていった。その後、第3回目では、「当事者との関わりにおいては、精神保健福祉士である前に1人の人として向き合っているかが

問われるのではないか」という問題提議があった。この回では、報告者自身が彼女のライフヒストリーを語っていた。さらに、参加者らによる議論においても、「シャバぐらし」に関心をもつようになった報告者個人の人生について深く理解しようとする姿勢が垣間見られた。そして、第4回目では、今回の対話を通じ、当事者と支援者が「支援されるものと支援するもの」という関係性を超え、1人の人としての関係を再構築しようとする場になっていったのではないかと考えられる。

本企画から浮かび上がった対話の意味とは、単に異なる立場を有する者同士が集いあい、それぞれの立場から意見を交換するというものではない。むしろ、それぞれのバックグラウンドにある社会的な役割を超え、1人の人として関係性を築いていくということであった。

これは、対話それ自体が「シャバぐらし」のオルタナティブなあり方を内包している可能性があることと捉えることができる。なぜなら、いまある「シャバぐらし」とは、各々の社会的な役割にもとづく立場から関係性を築くことが前提に行われているからである。それは、保護観察にしる、地域生活定着促進事業にしる、支援者と当事者という関係性にもとづくものであった。本企画では、社会的な役割にもとづく立場を超えた1人の人間として関係性が構築される場となっていた。そして、このことに重要な意味をもつのが対話である。ここでいう、対話は、犯罪に関する話題だけでなく、社会での生活に関する話題へと焦点化する事で、刑務所出所者等を「犯罪者」として理解するのではなく、1人の人間として知る機会へと繋がる。1人の人間として対話に参加するという事は、当事者が語るだけでなく、その周囲にいる人びとも語ることが求められる。そして、こうした対話が、刑務所出所者等が社会で生きる力だけでなく、それを支える人びとの力を醸成することに繋がりうるかもしれない。すなわち、地域の様々な機関・人びとが「刑務所出所者等を拒まない力」をつける手助けすることにつながるのである。

■ 対話の「場」がもつ可能性と本企画の未来

今後においては、さらに、当事者、コミュニティ、刑事司法、社会福祉など、多様な視点から「シャバぐらし」をめぐる対話を実施していくことによって、

対話がどのような「シャバぐらし」のオルタナティブな作用をもつのかを明らかにすることが求められる。その際、次の3つの視点が重要である。

第1に、主人公は刑務所出所者であるため、当事者の視点を重視するということである。そのため、当事者の思いや生の声を聞くことを目的とした、当事者が語ることのできる場を定期的に設定することが求められる。この点については、先述したように当事者が、制度政策および実践現場、調査研究において軽視されているという課題に対する取り組みである。

第2に、他の国で行われている支援モデルを参考にしながら、各々のコミュニティの特性を生かしていくために、自治体を基盤としたコミュニティの力を醸成していくことである。当然ではあるが、コミュニティの力を醸成するためには、国が示した均一的な指標にもとづくコミュニティづくりでは、現実に即したものとは言えない。一方で、コミュニティを作るには、先駆的なモデルから学んでいくことも重要な意味をもつ。そのためには、コミュニティが各々の強みを発揮しつつ、課題を乗り越えられるように、諸外国を対象に多様なコミュニティを調査し、コミュニティの力を醸成するモデル——安田恵美の言葉をかりれば社会参加モデル——を収集することが求められるだろう。

そして第3に、高等教育機関を基盤とした研究者による活動である以上、その活動にある一定の科学性を担保しながら行っていくということである。近年、「司法と福祉の協働」を強調する取り組みを受け、法学や社会福祉学の領域において刑務所出所者等の社会復帰に関する調査研究が盛んにおこなわれている。当事者を主人公としながら自治体を基盤としたコミュニティの力の醸成を図るにあたって、今後は、法学および社会福祉学に限らず、政治学、経済学、医学、看護学、社会学などの広域な学際的研究を行なうために、研究者同士での対話も重要な意味をもつように思われる。

さらに、当事者や支援者、家族などの「シャバぐらし」に直接関わりをもつ者だけでなく、地方自治体、研究機関、民間支援団体などの諸機関や、市民、学生などの多様な人びとを巻き込みながら行っていくことも求められるだろう。

(高橋康史)